

概要

第2期 ささっ子 子育て いちばんプラン ～第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～

問い合わせ 丹波篠山市教育委員会こども未来課 Tel.552-1115

I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

丹波篠山市においては、平成22年に策定した「元気なささっ子 愛 プラン」後期行動計画に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。また、平成23年に「篠山市子育ていちばん条例」を制定し、保護者や保育所・幼稚園、地域住民、事業者等の協働により、子どもたちを健やかに育み、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりをめざした取り組みを進めてきました。

こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、平成27年3月に平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間として、「ささっ子 子育て いちばんプラン」を策定しました。本年度がその計画の最終年度となる事から、今回「第2期 ささっ子 子育て いちばんプラン（第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」をいう。）を策定するものです。

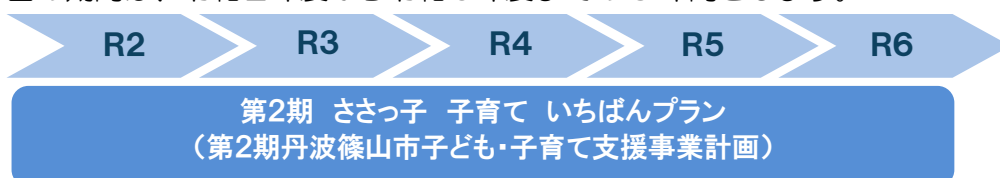
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。特に、子どもたちが基本的な生きる力を獲得するために、最も基礎であり重要な時期である乳幼児期（就学前児童とその保護者を対象）までを中心とした計画とします。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を兼ねるものとし、「元気なささっ子 愛 プラン」（後期行動計画）の考え方を継承するものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



4 本計画がめざすまちの将来像

本市での子育て環境や教育環境は、豊かな自然環境に恵まれ、各自治会やまちづくり協議会、さらには各種団体やボランティアの皆さんにおいても、様々な子どもたちの健全育成に関する取り組みを行っていただいております、周囲の人たちの支援も受けやすいなど、都会とは違った良さがあります。

このような丹波篠山の良さをさらに充実・継続するなかで、本市の子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会全体で支援するものです。

あわせて、子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるなかで、子どもが自らを認め自信を持ち、自分の力で育つことができるよう支援していく必要があります。

本計画では、以上のような考え方をもとに、社会全体で子育て・子育てを支援するまちづくりを通じて、丹波篠山の子育てブランドの確立をめざします。

子育てするなら丹波篠山がいちばん！
とみんなが思うことのできるまち

5 本市がめざす子どもの姿

本市の子どもの育ちについて、保護者のニーズ調査結果等からは、生涯を通じて様々な人と出会う中で、互いを認め合い、助け合う心を育みながら、強くたくましく育ててほしいという、親の願いがうかがえます。

多くの親が願うそうした子どもの育ちには、家庭の深い愛と親の責任が欠かせません。

特に乳幼児期の子どもは、家庭の温かい雰囲気と深い信頼関係に包まれることで、思いやりの心や自尊感情を育みます。また、そうした家庭の愛情をベースとして、自立心を培い、物事に取り組もうとする意欲やたくまさが育まれます。

中でも、「すやすや眠り、もりもり食べ、いきいき遊ぶ」といった基本的な生活習慣は、乳幼児期に様々な力を育むうえで「根っこ」となる大切な要素であり、優しさと厳しさを持って「躰（しつけ）」をすることは、私たち大人の重要な役割といえます。

そこで、保護者はもちろん、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設や地域、関係機関等が同じ目標を共有し、質の高い教育・保育を提供できる体制づくりを進めるため、本市がめざす乳幼児の姿を、本計画の将来像を踏まえ、以下の通り掲げます。



朝日とともに目覚め、四季を感じながら
夢中になって遊ぶ ささやまっ子



Ⅱ 計画の内容

基本
目標

1

多様なニーズに応じた教育・保育を提供します

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

(1)教育・保育の一体的提供と推進

- 平成 21 年度から幼稚園児を対象とした預かり保育を順次開設し、平成 22 年には市内ではじめての公立認定こども園を開園し、平成 31 年には本市の東部に 2 園目の公立認定こども園を開園するなど、幼保一体化についても具体的な取り組みを進めてきました。
- 今後、公立及び私立の保育所、幼稚園、認定こども園、預かり保育のあり方等について、引き続き具体的な検討を進めていきます。
- 就学前から小学校への円滑な接続をめざし、5 歳児の小学校への体験入学をはじめ、5 歳児と小学生との交流活動、保育士と小学校教諭との情報交換など、保幼小の連携を進めます。

(2)地域子ども・子育て支援事業の推進

- | | |
|---------------|------------------|
| ①延長保育事業 | ⑦ファミリーサポートセンター事業 |
| ②放課後児童健全育成事業 | ⑧妊婦健診事業 |
| ③子育て家庭ショートステイ | ⑨乳児家庭全戸訪問事業 |
| ④子育てふれあいセンター | ⑩養育支援訪問事業 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑪利用者支援事業 |
| ⑥病児・病後児保育事業 | |

基本
目標

2

子どもの健やかな成長を支えます

施策の方向	主な取り組み内容
妊娠・出産における安心・安全の確保と支援	○妊娠・出産・子育てに関する相談や指導、役立つ情報の提供 ○出産後の子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会の提供
子どもの成長と発達への支援	○保護者や保育所・幼稚園等、学校が連携によるふた葉プロジェクトの推進 ○子どもの発育・発達や健康状態の定期的な確認、疾病の予防や早期発見・早期対応 ○子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実 ○それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援 ○各種事業を通じた親子同士の交流や仲間づくり
障がいのある子どもへの支援	○障がいのある子どもに対する、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携による総合的な支援
小児医療体制の充実	○健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医を推進するための啓発 ○丹波篠山市医師会や近隣市町との連携による夜間・休日の小児救急医療体制の充実

男女がともに子育てできるようにします

施策の方向	主な取り組み内容
親の子育て力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園等、学校、子育てふれあいセンター、公民館における家庭教育に関する指導や啓発 ○保護者の集まる機会を利用した子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実
男性の子育てへの参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発 ○男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会の充実
働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者に対して労働関係法の周知や啓発、再就職などの就業支援 ○子育てしやすい職場環境づくりに関する企業への啓発

みんなで協力して子どもを育てられるようにします

施策の方向	主な取り組み内容
子育てへの関心の喚起と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための啓発
地域と協働した子育て支援の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援 ○地域と協働による子育て支援サービスの充実
保護者と子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近な保育所・幼稚園等をはじめ、児童館、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用した、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場の提供 ○子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実 ○地域、学校との連携による子どもが主体的に活動できる地域活動の推進

子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

施策の方向	主な取り組み内容
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援
在住外国人家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市内在住の外国人やその子どもに対する外国語による情報提供や各種相談など生活に関する支援
児童虐待防止に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人権に対する認識を深めるための啓発 ○虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的・効果的に支援するネットワーク体制の充実
子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども手当など各種福祉施策の周知 ○出産・子育てに関する経済的支援の充実
子どもの安全確保とやさしい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な住宅確保への支援 ○道路や公共施設における子育てバリアフリーの推進 ○子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実 ○子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化